

■ 新型インフルエンザ等対策における専門家との連携（現状）

資料2(参考資料)

【発生前の準備】

[対策閣僚会議・内閣官房]

- **政府行動計画**の作成・変更
- 情報の収集・分析(厚労省との連携による平時のサーベイランスを含む。)
- WHO等の国際機関、アジア諸国等との連携・協力(厚労省との連携) 等



■ 知見を得る。

厚生労働省(衛生施策等を担当)

専門家会合

【発生段階(WHOのフェーズ4宣言)】

[政府対策本部(事務局:内閣官房)]

- **基本的対処方針**の作成・変更
 - WHO等の国際機関、アジア諸国等との連携・協力
 - 総合調整
- 等



■ 知見を得る。

専門家(※)

[※ 現行の対処要領(平成23年9月)]

- (1) 厚生労働省は、内閣官房及び関係省庁と協議して、医学・公衆衛生の専門家の人選を行う。
- (2) 内閣官房は、必要に応じ、関係省庁と協議して、危機管理に関する分野の専門家の人選を行う。